

別添

水質に係る化学的酸素要求量の総量規制基準  
の設定方法の改定並びに窒素及び磷の総量規  
制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法  
等の設定について

( 答申案 )

平成 1 2 年 9 月

中央環境審議会水質部会

平成12年2月8日付け諮問第83号により本審議会に対してなされた、「水質に係る化学的酸素要求量の総量規制基準の設定方法の改定並びに窒素及び燐の総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等の設定について（諮問）」については、水質部会に設置した総量規制基準等専門委員会において検討が行われ、今般、同専門委員会より別添のとおり報告書が本審議会に提出された。

本審議会においては、同専門委員会における検討の経緯及び結果を踏まえて審議した結果、化学的酸素要求量の総量規制基準の設定方法並びに窒素及び燐の総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等に関する同専門委員会報告の内容が適切なものであるとの結論を得た。

政府においては、これを踏まえ、今後適切な第5次水質総量規制の実施を図られたい。

水質に係る化学的酸素要求量の総量規制基準の設定  
方法の改定並びに窒素及び燐の総量規制基準の設定  
方法及び汚濁負荷量の測定方法等の設定について

( 総量規制基準等専門委員会報告 )

平成 1 2 年 9 月

中央環境審議会水質部会

総量規制基準等専門委員会

中央環境審議会水質部会総量規制基準等専門委員会

委員長	須藤 隆一	東北工業大学土木工学科客員教授
委員	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委員	清水 誠	東京大学名誉教授
委員	眞柄 泰基	北海道大学大学院工学研究科教授
専門委員	綾 日出教	武蔵工業大学工学部教授
専門委員	稲森 悠平	国立環境研究所地域環境研究グループ総合研究官
専門委員	岡田 光正	広島大学工学部教授
専門委員	佐藤 和明	河川環境管理財団技術参与
専門委員	高橋 力也	東京農業大学応用生物科学部教授
専門委員	中西 弘	山口大学名誉教授
専門委員	藤井 國博	農林水産省農業環境技術研究所環境研究官
専門委員	細川 恭史	運輸省港湾技術研究所海洋環境部長
専門委員	宮崎 章	工業技術院資源環境技術総合研究所水圏環境保全部長
専門委員	渡辺 正孝	国立環境研究所水圏環境部長

# 目 次

化学的酸素要求量の総量規制基準の設定方法の改定並びに窒素及び燐の総量規制基準の設定方法の設定について	1
--	---

1 化学的酸素要求量	
（1）総量規制基準に係る算式	2
（2）総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲	3
2 窒素及び燐	
（1）総量規制基準に係る算式	3
（2）総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲	4

## 窒素及び燐の汚濁負荷量の測定方法等について

1 基本的考え方	6
2 特定排出水の窒素及び燐に関する汚染状態の計測方法	7

別表 1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

別表 2 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

別表 3 燐含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

化学的酸素要求量の総量規制基準の設定方法の改定並びに窒素及び燐の総量規制基準の設定方法の設定について

水質の総量規制に係る総量規制基準は、指定地域内事業場から排出される排水の汚濁負荷量について、都道府県知事が環境庁長官の定める範囲内において定める許容限度であり、下水道等の生活排水処理施設の整備の促進、総量規制基準が適用されない小規模特定事業場及び未規制事業場における汚濁負荷量削減対策の推進等とともに、指定水域に係る汚濁負荷量の削減目標量を達成するための主要な方途である。

総量規制基準を定めるに当たっては、指定地域内事業場に係る業種等の実態、排水処理技術水準の動向等を勘案し、現実的に対応可能な範囲において定めることが肝要である。

化学的酸素要求量については、これまでの4次にわたる総量規制の結果、総量規制基準を定める算式における化学的酸素要求量が比較的良好なレベルとなっている業種その他の区分がある一方、依然としてその強化が課題となっているものがあることから、総量規制基準の見直しが必要である。また、引き続き、新增設の工場・事業場についてはできるだけ負荷量の抑制を図るための措置を講じることが必要である。

また、窒素及び燐については、総量規制の対象項目として新たに指定することが適当とされたところであるが、これまでに実施されてきた各水域における削減指導や、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準、暫定排水基準及び都府県における上乘せ排水基準等の実施状況を踏まえ、総量規制基準を適切に設定することが必要である。新增設の工場・事業場についても、化学的酸素要求量と同様の考え方にたち一層の汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。

第5次総量規制における総量規制基準の改定及び設定にあたっては、上記の考え方を基本として、総量規制基準の算式、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の改定並びに窒素含有量及び燐含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の設定を行うものとする。

# 1 化学的酸素要求量

## (1) 総量規制基準に係る算式

これまでの4次にわたる総量規制の経緯を踏まえ、第4次総量規制の算式と同様とする。

$$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

- $L_c$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）
- $C_c$  都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）
- $Q_c$  特定排出水（排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 一日につき立方メートル）

新たに特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む）及び新たに設置される指定地域内事業場については、次に掲げる算式により総量規制基準を定める。

$$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_0} \cdot Q_{c_0}) \times 10^{-3}$$

- $C_{c_j}$  都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）
- $C_{c_i}$  都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）
- $C_{c_0}$  都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）
- $Q_{c_j}$  平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（平成3年7月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル））
- $Q_{c_i}$  昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（ $Q_{c_j}$ を除く。））（単位 一日につき立方メートル）
- $Q_{c_0}$  特定排出水の量（ $Q_{c_j}$ 及び $Q_{c_i}$ を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

## ( 2 ) 総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

総量規制基準に係る業種その他の区分については、これまでの4次にわたる総量規制の経緯を踏まえ、現行第4次の業種その他の区分と同一とすることが適当である。

総量規制基準に係る区分ごとの範囲については、基本的に発生負荷量が多い業種、現行第4次における総量規制基準が依然として高いレベルにある業種その他の区分を対象とし、排水水質の実態、これまでの4次にわたる総量規制において実施されてきた削減対策等を勘案するとともに、都府県における総量規制基準の設定状況を勘案した上で改定することが適当である。

以上を踏まえ、総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、別表1の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 $C_c$ 及び $C_{co}$ の値に係るものにあつては、同表の第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下、 $C_{ci}$ の値に係るものにあつては、同表の第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下、 $C_{cj}$ の値に係るものにあつては、同表の第三欄(3)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とすることが適当である。

## 2 窒素含有量及び燐含有量

### ( 1 ) 総量規制基準に係る算式

化学的酸素要求量についての第1次総量規制の算式と同様とする。

$$\text{窒素含有量} \quad L_N = C_N \cdot Q_N \times 10^{-3}$$

{	$L_N$ 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
	$C_N$ 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)
	$Q_N$ 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

$$\text{燐含有量} \quad L_P = C_P \cdot Q_P \times 10^{-3}$$

{	$L_P$ 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
	$C_P$ 都道府県知事が定める一定の燐含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)
	$Q_P$ 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)



新たに特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む）及び新たに設置される指定地域内事業場については、次に掲げる算式により総量規制基準を定める。

$$\text{窒素含有量} \quad L_N = (C_{Ni} \cdot Q_{Ni} + C_{N0} \cdot Q_{N0}) \times 10^{-3}$$

$C_{Ni}$  都道府県知事が定める一定の窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

$C_{N0}$  都道府県知事が定める一定の窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

$Q_{Ni}$  都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル））

$Q_{N0}$  特定排出水の量（ $Q_{Ni}$ を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

$$\text{燐含有量} \quad L_P = (C_{Pi} \cdot Q_{Pi} + C_{P0} \cdot Q_{P0}) \times 10^{-3}$$

$C_{Pi}$  都道府県知事が定める一定の燐含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

$C_{P0}$  都道府県知事が定める一定の燐含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

$Q_{Pi}$  都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル））

$Q_{P0}$  特定排出水の量（ $Q_{Pi}$ を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

## （２）総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

総量規制基準に係る業種その他の区分については、化学的酸素要求量と一体的な汚濁負荷削減を図る観点から、第４次総量規制の区分と同一とする。

総量規制基準に係る区分ごとの範囲については、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準、暫定排水基準及び都府県における上乘せ排水基準等現行制度の実施状況を十分踏まえつつ、排水水質の実態、排水処理技術の実態等を勘案して設定することが適当である。

以上を踏まえ、総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、

窒素含有量については、別表2の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 $C_N$ 及び $C_{N0}$ の値に係るものにあつては、同表の第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下、 $C_{Ni}$ の値に係るものにあつては、同表の第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、

燐含有量については、別表3の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 $C_P$ 及び $C_{P0}$ の値に係るものにあつては、同表の第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下、 $C_{Pi}$ の値に係るものにあつては、同表の第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とすることが適当である。

## 窒素及び燐の汚濁負荷量の測定方法等について

### 1 基本的考え方

水質の総量規制制度においては、事業者による適正な汚濁負荷量の測定及び記録が制度の的確な運営を担保する上での根幹をなしている。

このため、水質汚濁防止法において、「総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、総理府令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない(法第14条第2項)」こととされており、化学的酸素要求量については、以下の事項につき総理府令で定められている。

- 特定排出水の汚染状態の計測方法
- 特定排出水の量の計測方法
- 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法
- 特定排出水の汚濁負荷量の測定頻度
- 特定排出水の汚濁負荷量の測定結果の記録方法

窒素及び燐の汚濁負荷量は、化学的酸素要求量と同様、総量規制基準が適用される特定排出水の量と窒素又は燐に関する汚染状態(濃度)との積として得られるものであり、測定対象となる特定排出水も基本的に化学的酸素要求量に係るものと同様である。

このため、新たに窒素及び燐の測定方法等を定めるに当たっては、上記～のうち、の汚染状態の計測方法を除き、化学的酸素要求量と同一とすることが適当である。

窒素及び燐に関する汚染状態の計測方法については、自動計測器についてその現場における適用性等を踏まえ、化学的酸素要求量と同様に位置付けるとともに、窒素含有量及び燐含有量の排水基準に係る検定方法を参考とすることが適当である。

## 2 特定排出水の窒素及び燐に関する汚染状態の計測方法

排水量の区分 ( $m^3$ / 日)	水質の計測方法	水量の計測方法	排水の期間 (測定の間)
400以上	別記1 (1)または(2)	別記2 (1)または(2)	毎日 (毎日測定)
200～400 以上 未満	別記1 (1)～(3)の いずれかの方法	別記2 (1)～(3)の いずれかの方法	7日 (1回以上 / 7日)
100～200 以上 未満			14日 (1回以上 / 14日)
50～100 以上 未満			30日 (1回以上 / 30日)

### 別記1 (汚染状態の計測方法)

- (1) 自動計測器により計測する方法
- (2) コンポジットサンプラーにより採水し、指定計測法<sup>注)</sup>で計測する方法
- (3) 指定計測法により計測する方法 ((2)の方法を除く)

### 別記2 (排水量の計測方法)

- (1) 流量計又は流速計により計測する方法
- (2) 積算体積計により計測する方法
- (3) JIS K 0094の8に定める方法

注) 指定計測法：窒素含有量及び燐含有量の排水基準に係る検定方法

窒素含有量	燐含有量
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総和法 (JIS K0102 45.1)</li> <li>・ 紫外線吸光光度法 (JIS K0102 45.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペルオキシ二硫酸カリウム分解法 (JIS K0102 46.3.1)</li> <li>・ 硝酸・過塩素酸分解法 (JIS K0102 46.3.2)</li> <li>・ 硝酸・硫酸分解法 (JIS K0102 46.3.3)</li> </ul>

別表1 (化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)

	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位一リットルにつきミリグラム)						備考
		(1)		(2)		(3)		
一	畜産農業(日平均排水量1、000m以上の事業場の場合に限る。)	四〇	六〇	四〇	六〇	三〇	五〇	
二	畜産農業(日平均排水量1、000m未満の事業場の場合に限る。)	七〇	二二〇	七〇	一〇〇	六〇	九〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	八〇	六〇	八〇	六〇	八〇	
四	非金属鉱業	二〇	四〇	二〇	四〇	二〇	四〇	
五	肉製品製造業	四〇	七〇	四〇	六〇	三〇	五〇	
六	乳製品製造業	三〇	五〇	三〇	五〇	二〇	四〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ、三〇、五〇及び $0.7\text{t/d}$ 。
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	五〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	六〇	
九	寒天製造業	八〇	二二〇	八〇	一〇〇	八〇	一〇〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	六〇	三〇	五〇	二〇	五〇	すり身製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一一〇、四〇、七〇、三〇、三〇、七〇と $0.7\text{t/d}$ 。
十一	水産練製品製造業	三〇	八〇	三〇	六〇	二〇	五〇	すり身製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、七〇、三〇、七〇、三〇、七〇と $0.7\text{t/d}$ 。
十二	冷凍水産物製造業	三〇	七〇	三〇	五〇	二〇	五〇	
十三	冷凍水産食品製造業	四〇	八〇	四〇	七〇	三〇	六〇	
十四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除く。)							
十五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	一〇〇	三〇	七〇	三〇	六〇	
十六	野菜漬物製造業	四〇	八〇	四〇	七〇	三〇	六〇	
十七	味そ製造業	七〇	一〇〇	七〇	九〇	三〇	八〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ、六〇、九〇及び $0.7\text{t/d}$ 。
十八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	一〇〇	七〇	九〇	四〇	八〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)の値は、 $0.6\text{t/d}$ 。
一九	化学調味料製造業	二〇	七〇	二〇	四〇	二〇	四〇	
二〇	ソース製造業	三〇	七〇	三〇	五〇	三〇	五〇	
二一	食酢製造業	四〇	七〇	四〇	六〇	三〇	五〇	
二二	砂糖精製業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	五〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	五〇	九〇	五〇	七〇	三〇	五〇	





七三	パーティクルボード製造業で 湿式剥皮工程に係るもの	四〇	七〇	四〇	七〇	四〇	七〇	四〇	七〇	七 二 百 七 十 七
七四	床柱製造業									
七五	木材薬品処理業	二〇	四〇	二〇	四〇	二〇	四〇	二〇	四〇	
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で溶解パルプ製 造工程に係るもの	七〇	九〇	七〇	九〇	六〇	八〇	六〇	八〇	
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でサルファイト パルプ製造工程に係るもの	六〇	九〇	六〇	九〇	六〇	九〇	六〇	九〇	
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でグランドパル プ製造工程、リファイナーク ランドパルプ製造工程又はサ ーモメカニカルパルプ製造工 程に係るもの	五〇	七〇	五〇	七〇	五〇	七〇	五〇	七〇	
七九	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で未さらしケミ グランドパルプ製造工程又は 未さらしセミケミカルパルプ 製造工程に係るもの（次項に 掲げるものを除く。）	一四〇	一七〇	一三〇	一五〇	一二〇	一四〇	一四〇		
八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でさらしケミグ ランドパルプ製造工程（前工 程の未さらしケミグランドパ ルプ製造工程を含む。）又はさ らしセミケミカルパルプ製造 工程（前工程の未さらしセミ ケミカルパルプ製造工程を含 む。）に係るもの	八〇	二〇〇	八〇	二〇〇	八〇	二〇〇	八〇	二〇〇	
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で未さらしクラ フトパルプ製造工程に係るも の（次項に掲げるものを除 く。）	六〇	七〇	五〇	七〇	四〇	六〇	六〇		
八二	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でさらしクラフ トパルプ製造工程（前工程の 未さらしクラフトパルプ製造 工程を含む。）に係るもの	七〇	二〇〇	七〇	二〇〇	六〇	八〇	六〇		
八三	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で古紙を原料と するパルプ製造工程に係るも の（次項に掲げるものを除 く。）	六〇	八〇	六〇	七〇	五〇	六〇	六〇		
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又	九〇	一三〇	九〇	一二〇	八〇	一〇〇			

精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第三欄（イ）の値は、八〇とする。







一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	五〇	一〇〇	五〇	七〇	三〇	五〇	一一三〇、一五〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三〇	五〇	二〇	四〇	二〇	四〇	(一) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、二五〇、一九〇、二二〇、一八〇、二〇〇とする。 (二) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、(一)の規定にかかわらず、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、二五〇、一九〇、二二〇、一八〇、二〇〇とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	六〇	(一) 乳重合合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七〇、七〇、五〇、七〇、七〇、七〇とする。 (二) クロロブレンゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	五〇	九〇	五〇	九〇	五〇	八〇	(一) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二九〇、二六〇、二八〇、二六〇、二八〇とする。 (二) 有機農業原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二三〇、一八〇、二二〇、一六〇、一九〇とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業(一一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	六〇	八〇	四〇	六〇	四〇	六〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、第三欄(ヨ)及び(イ)の値は、六〇とする。



二二二	合成ゴム製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	六〇	(一) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、八〇、六〇、八〇、五〇、七〇とする。 (二) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第二欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。
二二三	有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	五〇	九〇	五〇	九〇	五〇	八〇	(一) 有機化学工業製品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、三二〇、二七〇、二九〇、二七〇、二九〇とする。 (二) 有機農業原体製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二四〇、一八〇、二二〇、一六〇、一九〇とする。
二二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	五〇	三〇	五〇	三〇	五〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、四〇、六〇とする。
二二五	合成繊維製造業	三〇	六〇	二〇	四〇	二〇	四〇	アクリル系繊維製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、八〇、四〇、六〇、三〇、五〇とする。
二二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	三〇	五〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、四〇、六〇とする。
二二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	四〇	一〇	三〇	一〇	三〇	
二二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	四〇	一〇〇	四〇	八〇	四〇	八〇	
二二九	塗料製造業	四〇	一〇〇	四〇	六〇	四〇	六〇	
二三〇	印刷インキ製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	三〇	五〇	
二三一	医薬品原薬・製剤製造業	七〇	一〇〇	七〇	九〇	六〇	九〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)の値は、七〇とする。
二三二	医薬品製剤製造業	三〇	八〇	三〇	八〇	三〇	五〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(ロ)の値は、六〇とする。









二二八	写真業（前項に掲げるものを除く。）									
二二九	自動車整備業		二〇	四〇	二〇	四〇	二〇	四〇		
二二〇	病院		三〇	六〇	三〇	五〇	三〇	五〇		
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。）		三〇	七〇	三〇	五〇	三〇	五〇	（一） 第一欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものにあつては、第三欄の（一）（イ）の値は、四〇とする。 （二） 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであつて、昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号が適用されるものにあつては、第三欄の（一）（ロ）（イ）及び（ロ）（イ）及び（ロ）（イ）及び（ロ）（イ）の値は、それぞれ八〇、四〇、八〇とする。 （三） 第一欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、九〇、七〇、九〇、四〇、八〇とする。	
二二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下二〇一人以上のものに限る。）		五〇	八〇	五〇	八〇	四〇	六〇	昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号が適用されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、九〇、七〇、九〇、四〇、八〇とする。	
二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		四〇	六〇	三〇	五〇	二〇	四〇	（一） 日平均排水量が三、〇〇〇m <sup>3</sup> 未満のものにあつては、第三欄の（一）（イ）の値は、五〇とする。 （二） 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたものにあつては、第三欄の（二）（イ）及び（ロ）の値は、それぞれ四〇、六〇とする。 （三） 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の（一）（イ）及び（ロ）（イ）及び（ロ）（イ）の値並びに（三）（イ）の値	

二二四	ごみ処理業	三〇	七〇	三〇	五〇	は、それぞれ一〇、五〇、一〇、一〇とする。
二二五	廃油処理業	二〇	四〇	二〇	四〇	
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	五〇	二〇	四〇	
二二七	死亡獣畜取扱業と畜場	四〇	八〇	四〇	七〇	
二二八	中央卸売市場					
二二九	中央卸売市場	二〇	五〇	二〇	四〇	
二三〇	地方卸売市場					
二三一	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	二〇	五〇	二〇	四〇	
	掲げるものをいう。）					
二三二	一の項から前項までに分類されないもの	一〇	二二〇	一〇	九〇	

別表2 (窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)

	業種その他の区分	窒素含有量				備考
		(単位 リットルにつきミリグラム)				
		(1)	(2)	(1)	(2)	
一	畜産農業(日平均排水量1、 000m以上の事業場の場合 に限る。)	60	200	60	70	
二	畜産農業(日平均排水量1、 000m未満の事業場の場合 に限る。)					
三	天然ガス鉱業	60	150	60	70	
四	非金属鉱業	25	35	15	30	
五	肉製品製造業	30	60	10	35	
六	乳製品製造業	20	30	10	25	
七	畜産食料品製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	30	40	10	35	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	20	30	10	25	
九	寒天製造業					
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業					
一一	水産練製品製造業	45	55	10	50	
一二	冷凍水産物製造業					
一三	冷凍水産食品製造業					
一四	水産食料品製造業(八の項か ら前項までに掲げるものを除 く。)					
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保 存食料品製造業	20	30	10	25	
一六	野菜漬物製造業					
一七	味噌製造業					
一八	しょう油・食用アミノ酸製造 業	45	145	10	50	
一九	化学調味料製造業	20	30	10	25	
二〇	ソース製造業					
二一	食酢製造業					
二二	砂糖精製業					
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖 製造業	20	145	10	25	
二四	小麦粉製造業	20	30	10	25	
二五	パン製造業					
二六	生菓子製造業					
二七	ビスケット類・干菓子製造業					
二八	米菓製造業					
二九	パン・菓子製造業(二五の項 から前項までに掲げるものを 除く。)					
三〇	植物油脂製造業					

五九	繊維工業で繊維機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	四〇	一〇	三〇	綿織物捺染工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、一五〇、一〇、六〇とする。
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの					
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの					
五六	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの					
五五	繊維工業（五一の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの					
五四	生糸製造業（五一の項から前項までに掲げるものを除く。）					
五三	玉糸製造業					
五二	座繰生糸製造業					
五一	器械生糸製造業					
五〇	たばこ製造業					
四九	有機質肥料製造業					
四八	単体飼料製造業					
四七	配合飼料製造業					
四六	インスタントコーヒー製造業					
四五	蒸留酒・混成酒製造業					
四四	清酒製造業					
四三	ビール製造業					
四二	果実酒製造業					
四一	清涼飲料製造業					
四〇	豆の製造に係るもの	二〇	三〇	一〇	二五	
三九	冷凍調理食品製造業	三〇	四〇	一〇	三五	
三八	あん類製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
三七	豆腐・油揚げ製造業	三〇	四〇	一〇	三五	
三六	やし製造業					
三五	こうじ・種こうじ・麦芽・もめん類製造業					
三四	穀類でんぷん製造業					
三三	他の酵母剤製造業					
三二	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業					
三一	動物油脂製造業					
	食用油脂加工業					

六〇	(前項に掲げるものを除く。) 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	三〇	一〇	二五	
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	四〇	一〇	三〇	
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	三〇	一〇	二五	
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの					
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの					
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの					
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの					
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの					
六八	繊維工業(五五の項から前項までに掲げるものを除く。)					
六九	一般製材業					
七〇	木材チップ製造業					
七一	合板製造業					
七二	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)					
七三	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの					
七四	床柱製造業					
七五	木材薬品処理業					
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの					
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの					
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナージェラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの					

七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの
八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに

--	--



						るものを除く。)
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	八〇	一〇	三五	(一) の値は、六〇〇〇とする。 (二) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)の値は、八八〇とする。 (三) モリブデン化合物製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、六〇〇〇とする。 (四) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、一二〇〇とする。 (五) 酸化銀製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、それぞれ一五〇〇、三〇〇とする。 (六) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、それぞれ四〇〇、三〇〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	八〇	一〇	三五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第三欄の値は、それぞれ四〇〇、三〇〇、五〇、一二〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	六〇	一〇	三〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにおいて、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、五五とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	八〇	一〇	三五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、八五、一五、三五とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	一五	八〇	一〇	三五	
一一四	石油化学系基礎製品製造業(一〇九の項から前項に掲げるものを除く。)	一五	六〇	一〇	三〇	
一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	八〇	一〇	三五	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、五五とする。





二二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）						
二二九	塗料製造業						
二三〇	印刷インキ製造業						
二三一	医薬品原薬・製剤製造業	一五	七五	一〇	四〇	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、一四五、二〇、四〇とする。	
二三二	医薬品製剤製造業						
二三三	生物学的製剤製造業	一五	二五	一〇	二〇		
二三四	生薬製造業						
二三五	動物用医薬品製造業						
二三六	火薬類製造業	一五	九〇	一〇	三〇		
二三七	農薬製造業						
二三八	合成香料製造業						
二三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）						
二四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業						
二四一	にかわ製造業						
二四二	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	二二〇	一〇	三〇		
二四三	写真感光材料製造業						
二四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一五	九〇	一〇	三〇		
二四五	イオン交換樹脂製造業						
二四六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）						
二四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	二五		
二四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）						
二四九	コークス製造業	六〇〇	一〇〇〇	四〇〇	八〇〇		
二五〇	石油コークス製造業	二〇	三〇	一〇	二五		
二五一	自動車タイヤ・チューブ製造業						
二五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの						
二五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）						
二五四	なめしかわ製造業	二〇	七五	一〇	七五		
二五五	毛皮製造業						
二五六	板ガラス製造業	二〇	三〇	一〇	二五		
二五七	板ガラス加工業						
二五八	ガラス製加工素材製造業						
二五九	ガラス容器製造業						
二六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業						

一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業						
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る）・同製品製造業						
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	四〇	一〇	三〇		
一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	三〇	一〇	二五		
一六五	生コンクリート製造業						
一六六	コンクリート製品製造業						
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）						
一六八	黒鉛電極製造業						
一六九	砕石製造業						
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業						
一七一	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）						
一七二	つわ葉製造業						
一七三	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	一五	五五	一〇	三〇		(一)コークス製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇〇、一〇〇〇、四〇〇、八〇〇とする。 (二)ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一三〇、四〇、六〇とする。
一七四	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	一五	五五	一〇	三〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。
一七五	フエロアロイ製造業						
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）						
一七七	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	一五	五五	一〇	三〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一三〇、四〇、六〇とする。
一七八	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業						
一七九	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）						
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）						
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一五	五五	一〇	三〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。
一八二	鋼管製造業						
一八三	伸鉄業						
一八四	磨棒鋼製造業						
一八五	引抜鋼管製造業						
一八六	伸線業						

一八七	ブリキ製造業								
一八八	亜鉛鉄板製造業								
一八九	めっき鋼管製造業								
一九〇	めっき鉄鋼線製造業								
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）								
一九二	鍛鋼製造業								
一九三	鍛工品製造業								
一九四	鋳鋼製造業								
一九五	鋳鉄鋳物製造業（一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。）								
一九六	鋳鉄管製造業								
一九七	可鍛鋳鉄製造業								
一九八	鉄粉製造業								
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）								
二〇〇	非鉄金属製造業	二〇	七〇	一〇	六〇	核燃料製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、七〇、五〇、六五とする。			
二〇一	電気めっき業	二〇	四〇	一〇	三五	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものについては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、五〇、一一〇とする。			
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	四〇	一〇	三五	(一) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、一〇〇、五〇、一一〇とする。			
二〇三	一般機械器具製造業	二〇	三五	一〇	二五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄（一）（ロ）の値は、六五とする。			
二〇四	プリント配線基板製造業	二〇	三〇	一〇	二五	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものについては、第三欄（一）（ロ）の値は、八〇とする。			
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	三〇	一〇	二五	(一) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、二〇、三五とする。			

二〇六	輸送用機械器具製造業	二〇	三〇	一〇	一五	(二) 半導体素子製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、二〇、三五とする。
二〇七	精密機械器具製造業	二〇	三〇	一〇	二五	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、六〇、二〇、三〇とする。
二〇八	ガス製造工場	二〇	三〇	一〇	一五	時計・同部分品製造工程(時計側を除く)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、一〇、三五とする。
二〇九	下水道業	一〇	四〇	一〇	四〇	(一) 活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く)にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、六〇とする。
二一〇	空瓶卸売業	二五	三五	一五	三〇	(二) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、六〇とする。
二一一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいづ。)					
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業					
二二三	飲食店	二五	六〇	一五	四五	
二二四	旅館					
二二五	リネンサプライ業	二五	三五	一五	三〇	
二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)					
二二七	商業写真業					
二二八	写真業(前項に掲げるものを除く。)					
二二九	自動車整備業					
二三〇	病院	二五	六〇	一五	四五	
三三一	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五	二〇	六〇	一〇	四〇	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、三〇とする。

二三三	〇一人以上のものに限る。） し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下二〇一人以上のものに限る。）	二二〇	六〇	一〇	五〇	第一欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄（１）（口）及び（２）（口）（口）の値は、四〇とする。
二三二	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	二〇	六〇	一〇	四〇	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄（１）（口）及び（２）（口）（口）の値は、それぞれ五〇、三〇とする。
二二四	ごみ処理業	一五	三五	一五	三〇	
二二五	廃油処理業	一五	三五	一五	三〇	
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	五〇	二〇	四五	
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	三五	一五	三〇	
二二八	と畜場	二五	六〇	一五	三〇	
二二九	中央卸売市場	二五	三五	一五	三〇	
二三〇	地方卸売市場	二五	三五	一五	三〇	
二三一	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）					
二三二	一の項から前項までに分類されないもの	一〇	六〇	一〇	六〇	

別表3 (燐含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)

業種その他の区分	燐含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)		備考		
	(1)	(2)			
	(イ)	(ロ)			
一 畜産農業(日平均排水量1、 000m以上の事業場の場合 に限る。)	八	四〇	八	九	
二 畜産農業(日平均排水量1、 000m未満の事業場の場合 に限る。)					
三 天然ガス鉱業	三	四	二	三・五	
四 非金属鉱業	四	五	二	三・五	
五 肉製品製造業	四	一六	一	八	
六 乳製品製造業	五	一六	一	八	
七 畜産食料品製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	八	一六	一	八・五	
八 水産缶詰・瓶詰製造業	三	七・五	一・五	五・五	
九 寒天製造業					
一〇 魚肉ハム・ソーセージ製造業					
一一 水産練製品製造業	三	二二	一・五	八	
一二 冷凍水産物製造業					
十三 冷凍水産食品製造業	四	二二	一	八	
十四 水産食料品製造業(八の項か ら前項までに掲げるものを除 く。)	三	二二	一・五	八	
十五 野菜缶詰・果実缶詰・農産保 存食料品製造業	三	二二	一・五	五・五	
十六 野菜漬物製造業	三	七・五	一・五	五・五	
十七 味噌製造業	四	七・五	一・五	五・五	
十八 しょう油・食用アミノ酸製造 業	八	九	一・五	八・五	
一九 化学調味料製造業	三	八	一・五	六	
二〇 ソース製造業	三	七・五	一・五	五・五	
二一 食酢製造業					
二二 砂糖精製業					
二三 ぶどう糖・水あめ・異性化糖 製造業					
二四 小麦粉製造業					
二五 パン製造業					
二六 生菓子製造業	六	七・五	一	六・五	
二七 ビスケット類・干菓子製造業	三	七・五	一・五	五・五	
二八 米菓製造業					
二九 パン・菓子製造業(二五の項 から前項までに掲げるものを 除く。)					
三〇 植物油脂製造業	四	七・五	一・五	五・五	(一) 燐又はその化合物を脱ガム剤とし





七八	パルプ製造業、洋紙製造業又 パルプ製造工程に係るもの																	「程」という。）を含む。）に係 るもの
七九	繊維工業で織物機械染色整理 工程（染色整理工程付帯加工 処理工程を含む。）に係るもの （前項に掲げるものを除く。）																	繊維工業で織物手加工染色整 理工程（染色整理工程付帯加 工処理工程を含む。）に係るも の
七〇	繊維工業で綿状繊維・糸染色 整理工程（染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。）に係る もの																	繊維工業でニット・レース染 色整理工程（染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。）に係 るもの
七一	繊維工業で繊維雑品染色整理 工程（染色整理工程付帯加工 処理工程を含む。）に係るもの	二																繊維工業でフェルト製造工程 に係るもの
七二	繊維工業でフェルト製造工程 に係るもの		六・五															繊維工業で上塗りした織物及 び防水した織物製造工程に係 るもの
七三	織維工業で織維製衛生材料製 造工程に係るもの																	織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）
七四	織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）	二・五																織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）
七五	織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）																	織維工業で繊維製衛生材料製 造工程に係るもの
七六	織維工業で繊維製衛生材料製 造工程に係るもの																	織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）
七七	織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）																	織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）
七八	織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）																	織維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）

	七九	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	八〇	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>	八一	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	八二	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>	八三	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	八四	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの</p>	八五	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの</p>	八六	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でクラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパ</p>
--	----	--	----	--	----	---	----	---	----	---	----	---	----	--	----	---

--

--

--

						ルブを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）					
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの					
八九	機械すき和紙製造業					
九〇	手すき和紙製造業					
九一	塗工紙製造業					
九二	段ボール製造業					
九三	重包装紙袋製造業					
九四	セロファン製造業					
九五	乾式法による繊維板製造業					
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）					
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）					
九八	新聞業	二	四・五	一	三・五	
九九	出版業					
一〇〇	印刷業					
一〇一	製版業					
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	二	五〇・五	一	五〇・五	
一〇三	複合肥料製造業					
一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）					
一〇五	ソーダ工業	二	四	一	二・五	
一〇六	電炉工業					
一〇七	無機顔料製造業					
一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	五	一	二・五	燐及び燐化合物製造工程にあっては、第三欄（１）（ロ）及び（２）（ロ）の値は、それぞれ四〇、八とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	二	五	一	三・五	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四、八とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	二	五	一	三	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四、八とする。

一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	二	五	一	三	
一二二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの					
一二三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	二	五	一	三	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四八とする。
一二四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	五	一	三	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四八とする。
一二五	脂肪族系中間物製造業	二	五	一	三・五	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四八とする。
一二六	メタン誘導品製造業					
一二七	発酵工業	二	五	一	三	
一二八	コーラルタール製品製造業					
一二九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	二	五	一	三	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四八とする。
一二〇	プラスチック製造業	二	五	一	三	
一二一	合成ゴム製造業					
一二二	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）					
一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	二	三	一	二・五	
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの					
一二五	合成繊維製造業					
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業					
一二七	石けん・合成洗剤製造業					
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）					
一二九	塗料製造業					
一三〇	印刷インキ製造業					
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	二	六	一	五	医薬品原薬製造工程（燐又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄（イ）及び（ロ）の





一九七	可鍛鑄鉄製造業							
一九八	鉄粉製造業							
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）							
二〇〇	非鉄金属製造業							
二〇一	電気めっき業	二	五・五	一	三・五	燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、八、一、四・五とする。		
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	五・五	一	三・五	(一)溶融めっき工程（燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、八、一、四・五とする。 (二)アルマイト加工工程（燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八、五〇、一、八・五とする。		
二〇三	一般機械器具製造業	二	三	一	二・五			
二〇四	プリント配線基板製造業	二	三	一	二・五			
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	三	一	二・五	(一)民生用電気機械器具製造工程（燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六、八、一、六・五とする。 (二)半導体素子製造工程にあつては、第三欄（一）（ロ）の値は、八とする。		
二〇六	輸送用機械器具製造業	二	四	一	三・五	自動車・同付属品製造工程（燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、八、一、四・五とする。		
二〇七	精密機械器具製造業	二	四	一	三	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八、九、一、四・五とする。		
二〇八	ガス製造工場	二	四・五	一	三・五			
二〇九	下水道業	一	四	一	四	(一)活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の燐を除去できる方法より高度に下水中の燐を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の燐を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第三欄（一）（ロ）及び（二）（ロ）の値は、二と		

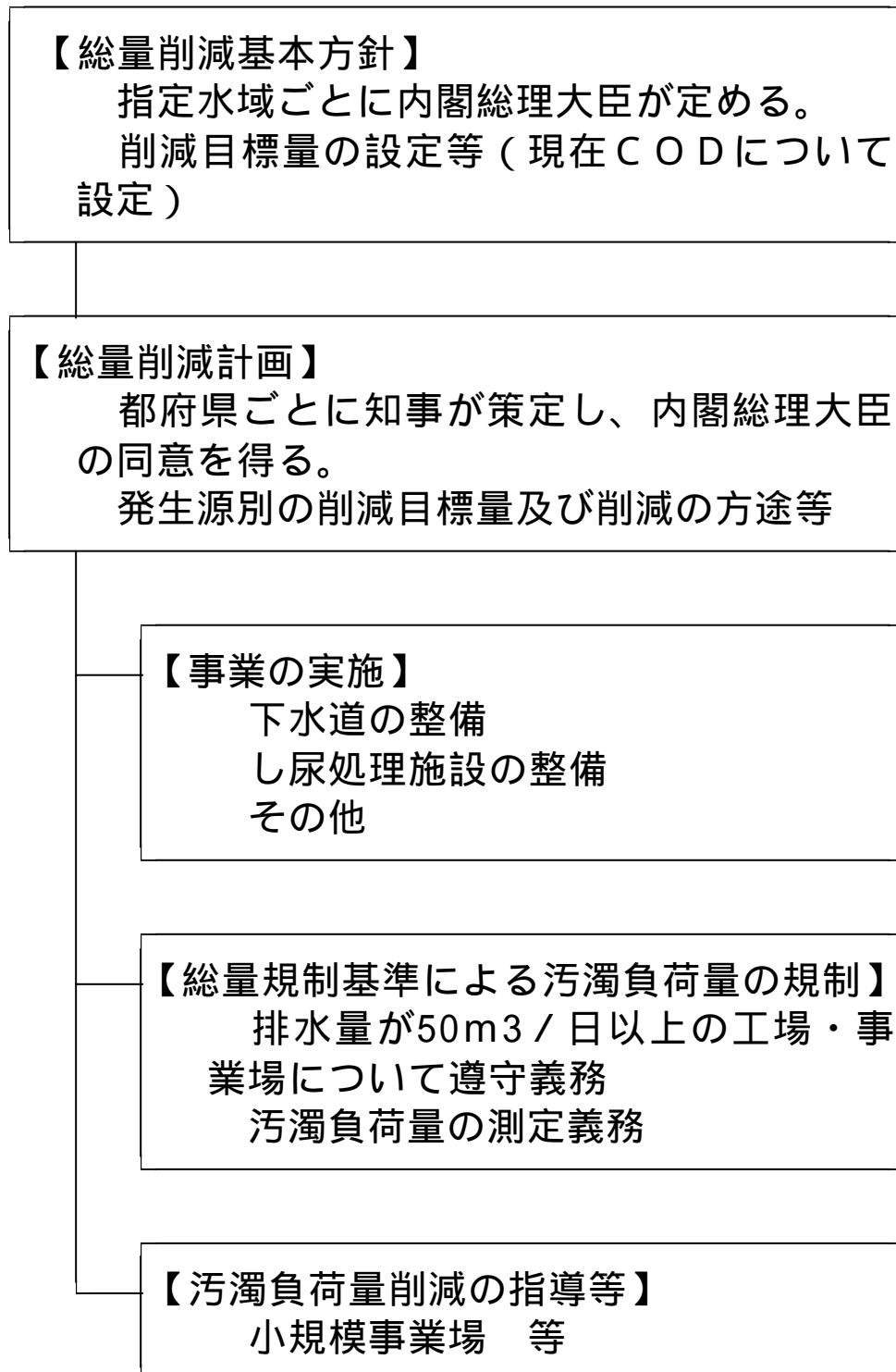
二二〇	空瓶卸売業	四	五	二	四・五	(二)高濃度の燐を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水の床法その他これらと同程度に下水中の燐を除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、第三欄(一)(口)及び(二)(ロ)の値は、八とする。
二二一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律代百六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)	四	五	二	四・五	
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	四	一〇	二	四・五	
二二三	飲食店	四	八	二	五	
二二四	旅館	四	五	二	四・五	
二二五	リネンサプライ業	五	八	一	六	
二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	五	八	一	六	
二二七	商業写真業	四	五	二	四・五	
二二八	写真業(前項に掲げるものを除く。)	四	五	二	四・五	
二二九	自動車整備業					
二三〇	病院					
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)	二	八	一	四	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一、三・五、一、三・五とする。
二二三	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)	二	八	一	五	第一欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一、三・五、一、三・五とする。
二二三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	二	八	一	四	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(口)の値は、それぞれ四、三とする。
二二四	ごみ処理業	四	五	二	四・五	
二二五	廃油処理業	四	五	二	四・五	
二二六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	四	八	一	四・五	



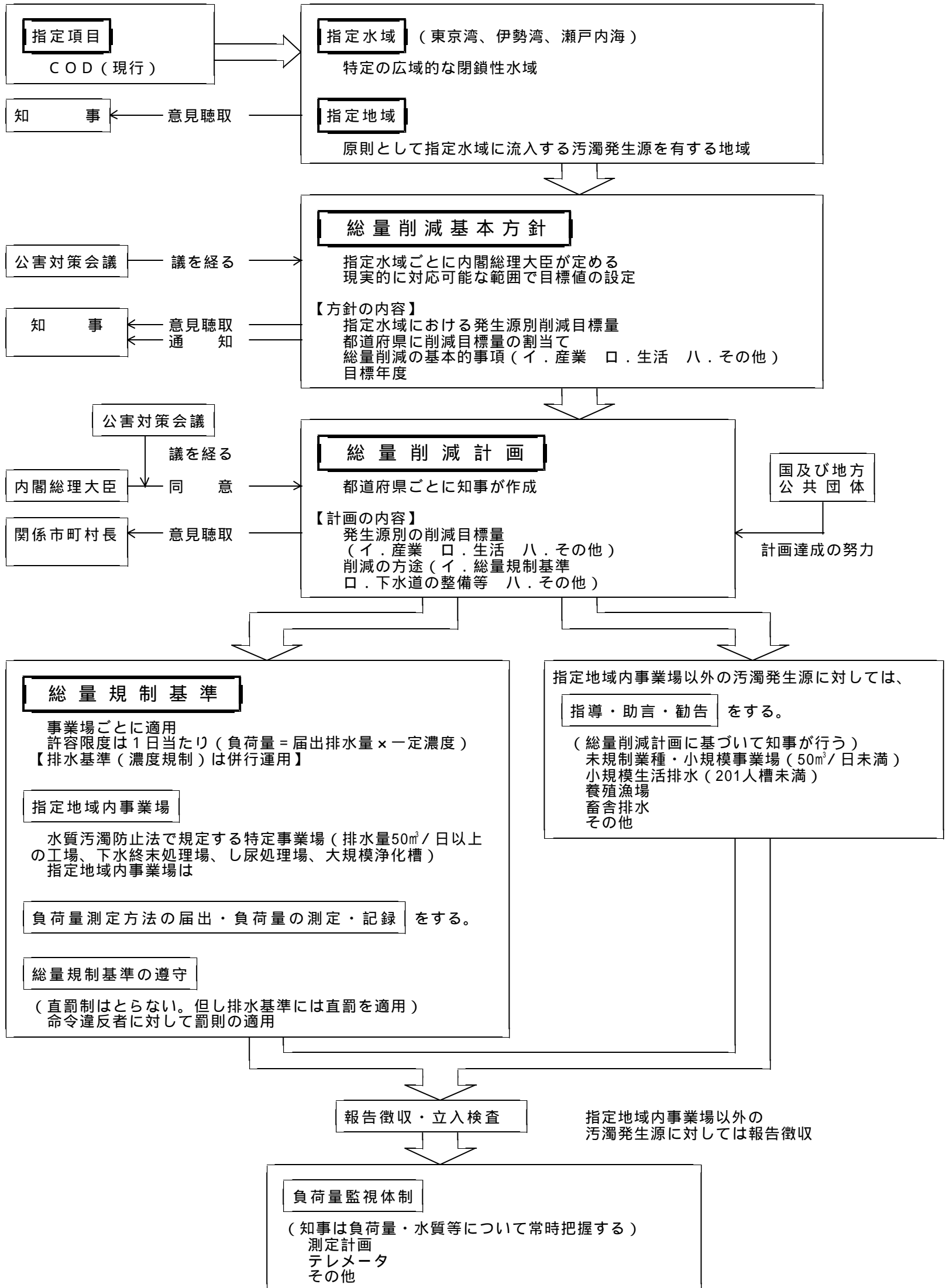
二二七	死亡獣畜取扱業	四	四	二	四・五	
二二八	と畜場	四	一〇	二	四・五	
二二九	中央卸売市場	四	五	二	四・五	
二三〇	地方卸売市場					
二三一	試験研究機関（水質汚濁防止 法施行規則第一条の二各号に 掲げるものをいう。）					
二三二	一の項から前項までに分類さ れないもの	一	八	一	八	

## 水質総量規制制度の概要

### 1 骨格



## 2 体系



### 3 総量規制基準の適用について

#### (1) 位置付け

水質総量規制においては、内閣総理大臣が、現行の排水基準では環境基準を達成・維持することが困難な東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（以下「指定水域」という。）について、総量削減基本方針で指定水域の水質汚濁に係る地域（以下「指定地域」という。）から発生する汚濁負荷量の削減目標量、その達成の目標年度等を定めることとされています。

また、関係都府県知事は、この総量削減基本方針に基づき、総量削減計画でその都府県内の発生源別の削減目標量及びその達成の方途等の事項を定め、所要の対策を実施することとされています。

この負荷量削減対策の中心をなすのが、総量規制基準による規制であり、指定地域内の工場・事業場から排出される汚濁負荷量の削減を図るものです。

#### (2) 適用対象（別紙）

公共用水域に汚水又は廃液を排出する指定地域内の工場または事業場のうち、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）。

#### (3) 適用単位

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場単位で、排出される汚濁負荷量の許容限度として定められます。

#### (4) 都府県知事による総量規制基準の設定

総量規制基準は、以下の算式により設定されます。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

$$\left[ \begin{array}{l} L \text{ 排出される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）} \\ C \text{ 都府県知事が定める一定の濃度（単位 一リットルにつきミリグラム）} \\ Q \text{ 特定排出水（後述）の量（単位 一日につき立方メートル）} \end{array} \right]$$

関係都府県知事は、この算式中Cで表される値について、環境庁長官が定める業種その他の区分ごとに、環境庁長官が定める範囲（上限値及び下限値）内において定めることとされています。

#### ( 5 ) 特定排水

( 4 ) の算式中 Q で表される「特定排水」とは、工場・事業場からの排水のうち、事業活動その他の人の活動に使用された水であり、雨水や、一過性の間接冷却水のようにその用途により汚濁負荷量が増加しないものに使用された排水は除外されます。

また、特定排水は、通常の操業状態における最大の排水量として、污水处理施設の処理能力、生産設備の生産能力、操業時間等から定まるものであり、個々の指定地域内事業場で固有の量です。

#### ( 6 ) 指定地域内事業場が二以上の業種その他の区分に属する場合の取扱い

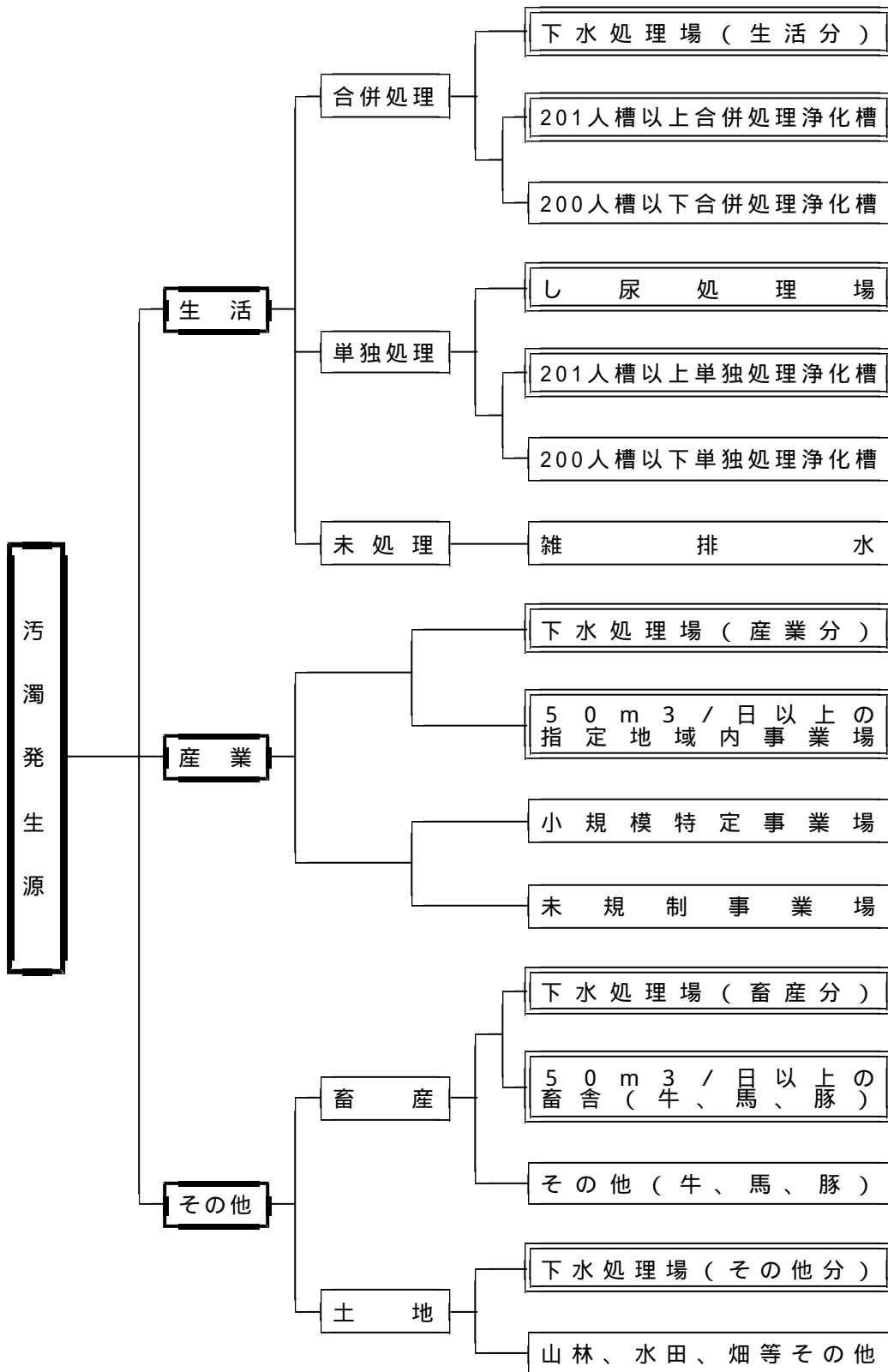
生産工程等が二以上の業種その他の区分に区分される指定地域内事業場の総量規制基準は、それぞれの業種その他の区分ごとに汚濁負荷量を算定した値を合計した汚濁負荷量として定められます。

#### ( 7 ) 都道府県知事が総量規制基準を設定するに当たっての留意点

都道府県知事は、環境庁長官が定める範囲内において、現行の排水基準、上乘せ排水基準等を参考としつつ、これまでにとられた対策努力、排水処理技術の水準等を勘案の上、実施可能な限度における対策努力を前提に総量規制基準を設定します。

このため、取水中の汚濁負荷、用水使用の合理化に伴う排水中濃度の増加、原材料、製造方法等の相違による排水性状の相違、中小企業等に配慮して、実態に則した適切な値となるよう、今後各都府県における環境審議会等において、技術的・専門的立場からの意見を十分踏まえつつ検討が行われることとなります。

総量規制基準の適用対象



: 総量規制基準が適用される工場又は事業場

化学的酸素要求量の総量規制基準に係る範囲を改定した業種その他の区分及びその範囲

上段：現行  
下段：改正案（空欄は変化なし）

	業種その他の区分の名称	Cc0	Cc0	Cci	Cci	Ccj	Ccj
		下限	上限	下限	上限	下限	上限
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	120	140	120	140	110	130
		110	130	100	120	90	110
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	100	70	100	60	90
		70	90		90		80
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	170	130	170	130	170
					150	120	140
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	80	60	80	50	70
			70	50	70	40	60
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に	70	100	70	100	70	90
						60	80
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に 精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているもの	80	100	70	100	70	90
						60	80
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	80	60	80	50	70
					70		60
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に 平成8年9月1日前的特定施設に係る量					80	110
							100
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	140	120	140	70	90
		100	120	100	120		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限	60	80	60	80	60	80
		50	70	40	60	40	60
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	50	30	50	30	50
				20	40	20	40

業種その他の区分の名称		Cc0 下限	Cc0 上限	Cci 下限	Cci 上限	Ccj 下限	Ccj 上限	
89	機械すき和紙製造業	パルプ製造工程を有するもの	60	110	60	90	60	90
								80
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		30	90	30	70	30	60
				60		50		50
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		60	90	60	90	50	70
						80	40	60
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	平成8年9月1日前の特定施設に係る量					60	80
							50	70
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	青酸誘導品含有排水を排出する工程	210	540	210	290	210	290
						230	190	210
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程	100	150	100	120	100	120
				120	80	100	80	100
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	エピクロルヒドリン製造工程	150	170	150	170	150	170
			140	160	130	150	130	150
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		50	130	50	110	40	60
				100		70	30	50
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	合成染料又は合成染料中間物の製造工程	190	350	190	250	190	250
				250		210	180	200
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		30	50	30	50	30	50
					20	40	20	40
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	乳化重合法による合成ゴム製造工程	70	90	70	90	70	90
			50	70	50	70	50	70
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	クロロプレンゴム製造工程	140	160	140	160	140	160
			130	150	130	150	130	150
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	有機ゴム薬品製造工程	280	300	280	300	280	300
			270	290	260	280	260	280



業種その他の区分の名称		Cc0 下限	Cc0 上限	Cci 下限	Cci 上限	Ccj 下限	Ccj 上限
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	180	240	180	220	160	220
							190
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	90	60	70	50	70
							60
115	脂肪族系中間物製造業	210	540	210	290	210	290
							210
115	脂肪族系中間物製造業	100	150	100	120	100	120
							100
115	脂肪族系中間物製造業	150	170	150	170	150	170
							150
117	発酵工業	120	140	120	140	120	140
							130
118	コールタール製品製造業	140	170	140	170	140	170
							140
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	130	50	110	40	60
							50
120	プラスチック製造業	30	50	30	50	30	50
							40
120	プラスチック製造業	70	90	70	90	70	90
							70
121	合成ゴム製造業	140	160	140	160	140	160
							150
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	280	320	280	300	280	300
							290
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	180	240	180	220	160	220
							190
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	60	40	60	30	50
							40

業種その他の区分の名称		Cc0 下限	Cc0 上限	Cci 下限	Cci 上限	Ccj 下限	Ccj 上限
125	合成繊維製造業	30	60	30	50	30	50
				20	40	20	40
125	合成繊維製造業	アクリル系繊維製造工程		60	80	60	80
				40	60	30	50
138	合成香料製造業	120	160	120	150	120	140
				110	130	110	130
145	イオン交換樹脂製造業	170	280	170	250	130	190
							150
149	コークス製造業	180	220	180	200	90	160
							120
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	40	20	40	20	40
		10	30	10	30	10	30
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	コークス炉を有するもの		50	70	40	60
				40	60	30	50
209	下水道業	る床法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの		10	60	10	40
					30		30
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	70	30	60	30	50
					50		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	処理対象人員が5,000人以下のもの		40	70	30	60
					50		
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	70	30	50	30	50
			60			20	40
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理		10	50	10	50
							40

上記以外の業種その他の区分については変更なし。

## 窒素及び燐の汚濁負荷量の測定における自動計測器の適用について

- 1 指定地域内事業場からの排出水の汚濁負荷量の測定における窒素及び燐の汚染状態の計測方法に自動計測器を位置付けるに当たっては、その現場における適用性等を十分検討することが必要である。
- 2 総量規制基準等専門委員会においては、「全窒素及び全燐測定に係る水質自動測定装置による測定方法」の公定法化について検討が行われていた「水質分析方法検討会」における検討結果を踏まえ、現存する自動計測器（別紙）と手分析の比較試験等により自動計測器の現場における適用性について確認した上で、窒素及び燐の汚染状態の計測方法について検討を行ったところである。

1 環境庁水質保全局長が依頼した検討員をもって構成される検討機関

2 水質分析方法検討会検討員

石塚 紀夫 新潟大学 理学部教授

梅崎 芳美 (社)産業環境管理協会 名誉参与

岡本 研作 物質工学工業技術研究所 計測化学部長

土屋 悦輝 工学院大学工学部応用化学科 非常勤講師

並木 博 横浜国立大学 名誉教授

西村 哲治 国立医薬品食品衛生研究所 環境衛生化学部第三室長

牧野 和夫 国立環境研究所環境研修センター主任教官

宮崎 章 資源環境技術総合研究所 水圏環境保全部長

森田 昌敏 国立環境研究所 地域環境研究グループ統括研究官

吉田 政治 大阪府公害監視センター 水質環境課主査

(別紙)

## 全窒素・全燐自動計測器の例

メーカー	全窒素自動計測器		全燐自動計測器		備考
	装置	分析方法	装置	分析方法	
A社	A	アルカリ性ペルオキシ二硫酸カリウム分解 - UV法 ( 1 2 0 )	a	ペルオキシ二硫酸カリウム分解 - モリブデン青 (アスコルビン酸) 吸光光度法 ( 1 2 0 )	2成分計 (同時測定可)
B社	B	接触熱分解 - 化学発光法	b	ペルオキシ二硫酸カリウム分解 - モリブデン青 (アスコルビン酸) 吸光光度法 ( 1 2 0 )	
C社	C	アルカリ性ペルオキシ二硫酸カリウム (UV酸化分解) - UV法 (酸化試薬有り)	c	ペルオキシ二硫酸カリウム (UV酸化分解) - モリブデン青 (アスコルビン酸) 吸光光度法 (酸化試薬有り) ( 9 5 )	2成分計 (同時測定可)
D社	D	アルカリ性ペルオキシ二硫酸カリウム分解 - UV法 ( 1 2 0 )	d	ペルオキシ二硫酸カリウム分解 - モリブデン青 (アスコルビン酸) 吸光光度法 ( 1 2 0 )	2成分計 (交互測定)
E社	E	接触熱分解 - 化学発光法	e	ペルオキシ二硫酸カリウム分解・F I A - モリブデン青 (アスコルビン酸) 吸光光度法 ( 1 5 0 )	
F社	F	接触熱分解 - 化学発光法			
G社	G	アルカリ性ペルオキシ二硫酸カリウム分解・F I A - UV法 ( 1 6 0 )	g	ペルオキシ二硫酸カリウム分解・F I A - モリブデン青 (アスコルビン酸) 吸光光度法 ( 1 6 0 )	2成分計 (同時測定可)
H社	H	アルカリ性ペルオキシ二硫酸カリウム紫外線電気分解 - UV法 ( 9 5 )	h	光触媒併用紫外線電気分解 - モリブデン青 (アスコルビン酸) 吸光光度法 ( 9 5 )	2成分計 (同時測定可)
I社			i	ペルオキシ二硫酸カリウム分解 - モリブデン青 (アスコルビン酸) 吸光光度法 ( 1 2 0 )	

化学的酸素要求量の汚濁負荷量の測定方法等の概要

1 汚染状態及び排水量の計測方法

排水量の区分 ( $m^3$ / 日)	水質の計測方法	水量の計測方法	排水の期間 (測定の間)
400以上	環境庁告示別記 <sup>注)</sup> 1(1)または(2)	環境庁告示別記 2(1)または(2)	毎日 (毎日測定)
200～400 以上 未満	環境庁告示別記 1(1)～(4)の いずれかの方法	環境庁告示別記 2(1)～(3)の いずれかの方法	7日 (1回以上 / 7日)
100～200 以上 未満			14日 (1回以上 / 14日)
50～100 以上 未満			30日 (1回以上 / 30日)

注) 環境庁告示別記1(汚染状態の計測方法)

- (1) 排水基準に係る指定計測法との換算式を用いて自動計測器により計測する方法
- (2) コンポジットサンプラーにより採水し、指定計測法で計測する方法
- (3) 指定測定法により計測する方法((2)の方法を除く)
- (4) 簡易な計測器により計測する方法

環境庁告示別記2(排水量の計測方法)

- (1) 流量計又は流速計により計測する方法
- (2) 積算体積計により計測する方法
- (3) JIS K 0094の8に定める方法

2 汚濁負荷量の算定方法

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- L 排出される汚濁負荷量(単位 一日につきグラム)
- C 特定排水の化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)
- Q 特定排水の量(単位 一日につき立方メートル)